

地域建設業経営強化融資制度の導入について

江戸川区では、平成28年4月1日より、中小・中堅元請建設企業の資金調達の円滑化と適正な履行の確保を図るため、「地域建設業経営強化融資制度」を導入いたします。

【地域建設業経営強化融資制度とは】

国や地方公共団体等が発注する建設工事や公共性のある民間工事を受注した建設企業が、その工事の出来高に応じて、工期中にその出来高部分を低利により随時、資金化することができる制度です。

【対象工事】

請負金額1,000万円以上の区発注工事を競争入札により落札した工事
ただし、次の工事は対象外

- ・ 債権譲渡を認めることが不相当と判断される工事
- ・ 履行保証において役務的保証を付した工事
- ・ 低入札価格調査の結果落札した者と契約締結した工事 など

【対象となる建設業者】

資本の額又は出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の中小・中堅元請建設業者

【債権譲渡の範囲】

工事請負代金から前払金、部分払金等の支払済額等を控除した額

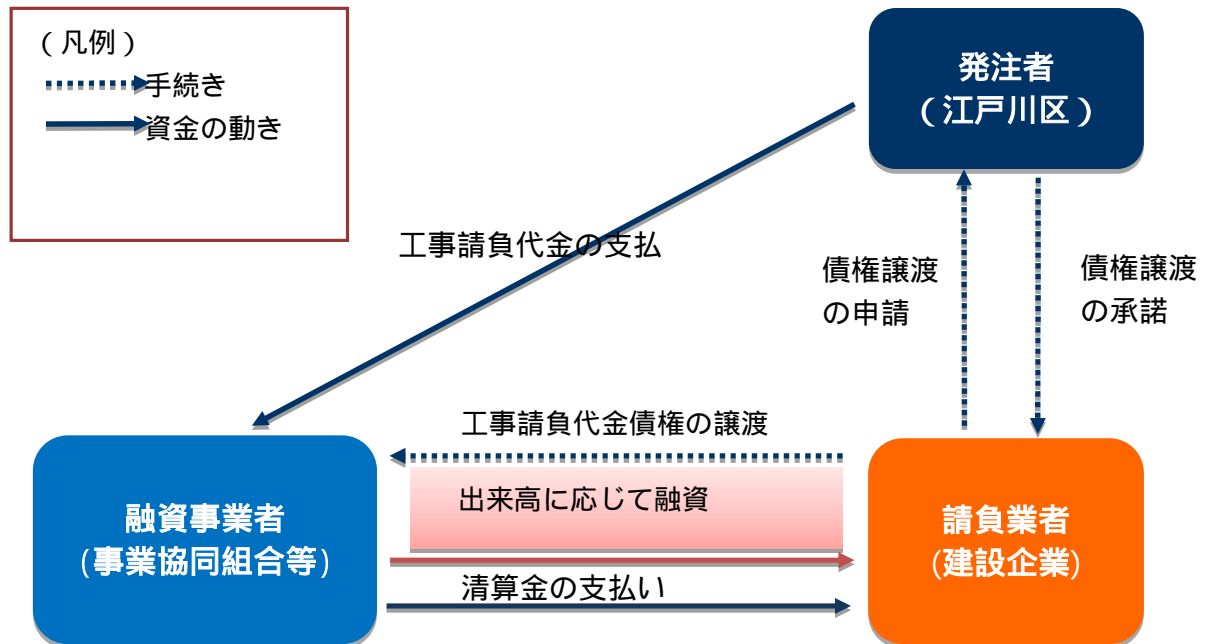
【区が債権譲渡を承諾する時期】

工事の出来高が2分の1以上に達したと認められる日以降

【債権譲渡先】

- ・ 事業協同組合等
- ・ (株)建設経営サービス
- ・ 北保証サービス(株)
- ・ (株)建設総合サービス

制度の流れ



*制度では、上記出来高に応じた融資を受けた後、未完成部分の資金調達についても、保証事業会社の金融保証により金融機関から融資を受けやすくなる仕組みも用意されています。

手続きの流れ

元請業者と融資事業者の連名で、江戸川区に債権譲渡承諾の申請を行います。
これに対し、江戸川区は債権譲渡の承諾（または不承諾）の通知を行います。
請負業者（建設企業）から、融資事業者（事業協同組合等）に、工事請負代金債権が譲渡されます。
債権譲渡が承諾された後、融資事業者は工事出来高の査定を行い、査定結果に応じて融資を行います。
工事完成後、江戸川区は融資事業者に対して工事代金を支払います。
融資事業者は、受け取った工事代金から融資の返済手続きを行い、残金を清算金として請負業者に返還します。

提出書類

(債権譲渡承諾の申請時)

債権譲渡承諾依頼書(3通)

江戸川区様式(別記第1号様式 - 表裏1枚で作成すること)

締結済の債権譲渡契約証書の写し(1通)

様式は、平成20年10月17日付国官会第1255号、国地契第34号、国官技第171号、国営計第61号通達(以下、「官房課長通達」という。)に定める様式3を準用することとし、国土交通省において当該通達が改正された場合は、改正後の通達に基づくものとする。

工事履行報告書(1通)

江戸川区様式(別記第2号様式)

債権譲渡人と債権譲受人の印鑑証明書(各1通)

(発行日から3ヶ月以内のもの)

当該工事請負契約締結時の債権譲渡人の印(以下「債権譲渡人の印」という。)が、使用印である場合は、使用印鑑届(1通)

債権譲渡人の印が代理人印である場合は、委任状(1通)

履行保証人の承諾書(1通)

(履行保証を付した工事で、保険又は保証委託約款等により保険又は保証会社の承諾が義務付けられている場合)

債務保証承諾書(根保証用)の写し(1通)

委任状(1通)

(債権譲渡人と債権譲受人が共同して持参できない場合)

江戸川区様式(別記第3号様式)

(契約変更・解除時)

工事代金債権計算書(1通)

江戸川区様式(別記第8号様式・別記第9号様式)

(請負代金請求時)

工事請負代金請求書(1通)

江戸川区様式(別記第10号様式)

適用年月日：平成28年4月1日

問い合わせ・申請窓口

〒132-8501

東京都江戸川区中央1-4-1

江戸川区総務部用地経理課契約係

TEL: 03-5662-1005

FAX: 03-5662-1006